

# 製品安全性等検証支援事業

## 対 象

市内の中小企業者等又はそのグループ（構成員の2分の1以上が市内に主たる事業所を有するものに限る。）

## 内 容

### 1 対象

製品の安全性等を実証するために実験、検査を行うための次に掲げる経費に対して補助金を交付します。

### 2 対象経費

対象となる経費は以下のとおりです。

- (1) 試験研究機関等への委託に要する経費
- (2) 技術指導の受入れに要する経費
- (3) その他の実験、検査等の委託に要した経費

### 3 補助額

2分の1以内の額（50万円を限度）

## 留意点

- 1 グループが実証実験等を行う場合にあっては、経費のうち市内に主たる事業所を有する者が負担するものに限り、国・県の同種の補助金の交付を受けようとしている者又は受けた者は除きます。
- 2 補助金の申請は、事業着手前に行ってください。

## お問い合わせ

産業連携開発課 工業係 TEL 026-248-9033